



入管庁情第 26 号
職外発 0318 第 1 号
令和 3 年 3 月 18 日

出入国在留管理庁在留管理支援部情報分析官

簾内友



厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

石津克



外国人の在留管理に係る情報及び外国人雇用状況届出に係る情報に関する出入国在留管理庁と厚生労働省の情報連携について（申合せ）

出入国在留管理庁及び厚生労働省は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）第 29 条及び第 30 条に基づく相互の情報提供等に関して、下記のとおり申し合わせる。

記

1 本申合せの目的

本申合せは、出入国在留管理庁が保有する外国人の在留管理に係る情報（以下「在留管理情報」という。）と厚生労働省が保有する労働施策総合推進法第 29 条に定める情報（以下「雇用状況届出情報」という。）に関する情報連携について、出入国在留管理庁及び厚生労働省が、相手方から提供を受ける情報の提供手段、機密保持その他の取扱いの確認を目的とする。

2 出入国在留管理庁が厚生労働省に求める情報及び提供する情報について

(1) 出入国在留管理庁が提供を求める情報について

出入国在留管理庁は、厚生労働省に対し、事業主から届出のあった雇用状



西
昌
印

西
昌
印



西
昌
印

況届出情報のうち、在留カード番号を含む外国人雇用状況の届出に係る別紙1の情報の提供を求める（永住者に係る情報については、別紙1⑩から⑰までの情報を除く。）。

(2) 出入国在留管理庁が提供する情報について

出入国在留管理庁は、労働施策総合推進法第30条及び雇用保険法第77条の2の規定に基づき、後記3(1)の求めに対して、厚生労働省に在留管理情報を提供する。

3 厚生労働省が出入国在留管理庁に求める情報及び提供する情報について

(1) 厚生労働省が提供を求める情報について

厚生労働省は、出入国在留管理庁に対し以下のとおり情報の提供を求める。

ア 在留管理情報と一致しない雇用状況届出情報について

雇用状況届出情報のうち、出入国在留管理庁の保有する在留管理情報と突合した結果、

不一致となったもの

に係る別紙2の在留管理情報

の提供を求める。

イ 事業主が外国人雇用状況の届出義務を履行していない疑いのある情報について

在留資格認定証明書交付申請書又は在留資格変更許可申請書において所属機関との雇用契約を締結していることが確認できる外国人のうち、以下の者に係る別紙3の情報

(ア) 入管法第7条の2の規定に基づき、就労資格（入管法別表第1の1の表（外交及び公用の在留資格を除く。）、2の表及び5の表（就労が認められる活動を指定された場合に限り。）に定める在留資格をいう。以下同じ。）に係る在留資格認定証明書の交付を受けた外国人で、
雇用状況届出情報が連携されないもの（雇用状況届出情報が連携されたが突合できなかった場合及び送信された雇用状況届出情報の雇用開始日が上陸許可日より前の情報であった場合を含む。）

(イ) 入管法第20条の規定に基づき、就労資



1957年12月

格への変更許可を受けた外国人で、
雇用状況届出情報が連携されないもの（雇用状況届出情報が連携されたが突合ができなかった場合及び送信された雇用状況届出情報の雇用開始日の変更許可日より前の情報であった場合を含む。）。

(2) 厚生労働省が提供する情報について

厚生労働省は、労働施策総合推進法第 29 条の規定に基づき、前記 2 (1) の求めに対して、出入国在留管理庁に雇用状況届出情報を提供する。

4 出入国在留管理庁が提供する個人情報の取扱い

厚生労働省は、前記 3 (1) アの情報は外国人雇用状況の届出における在留カード番号と一致する者の在留管理情報であることから、実在する在留カード番号を用いて身分事項を偽った偽変造在留カードが使用される場合などにおいては、届出の対象となった労働者とは別人の情報が提供され得ることに留意し、事業主への指導に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）にのっとり、当該情報を適切に活用することとする。

5 情報提供の方法及び頻度

出入国在留管理庁及び厚生労働省は、相手方への情報提供に当たり、両省庁間に構築したネットワークを用いて、

日次で情報を送信することとする。

ただし、同ネットワークに障害が発生した場合その他出入国在留管理庁及び厚生労働省が合意した場合は、同ネットワークを用いることなく、相手方へ情報を提供することができる。

6 機密保持

出入国在留管理庁及び厚生労働省は、相手方から提供を受けた情報について、外部への漏えい等を防ぐため、行政機関個人情報保護法の規定等に基づき適切に管理し、外部への漏えい等の問題が生じたことが判明したときは、速やかにその旨を相手方に連絡する。

7 目的外利用の制限

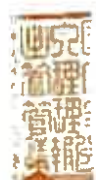
出入国在留管理庁及び厚生労働省は、相手方から提供を受けた情報については、入管法、労働施策総合推進法及び雇用保険法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のため又は労働力の需要供給の適正かつ円



滑な調整等を図るため利用することとし、他の目的には利用しないこととする。

8 その他

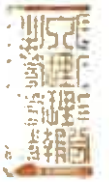
- (1) 本申合せの発効日は、令和3年3月22日とし、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、同日以降、本申合せに従って労働施策総合推進法に基づく両省庁間の情報連携を実施するものとする。
- (2) 本申合せに定めのない事項又は疑義の生じた事項については、出入国在留管理庁在留管理支援部情報分析官及び厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長が、別途協議の上、決定するものとする。



○ 出入国在留管理庁が厚生労働省に対して提供を求める情報項目詳細

項番	情報項目
①	氏名
②	在留資格
③	在留期間（在留期限）
④	生年月日
⑤	性別
⑥	国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
⑦	在留カード番号
⑧	住所・郵便番号
⑨	資格外活動許可の有無
⑩	事業所の番号
⑪	事業所の名称
⑫	事業所の所在地・郵便番号
⑬	事業所の電話番号
⑭	事業所の産業分類
⑮	事業所の規模
⑯	雇用開始年月日
⑰	雇用終了年月日
⑱	届出情報の登録日・更新日
⑲	削除履歴

※ 在留資格「永住者」に係る届出については、⑩から⑰までを除く。



○ 厚生労働省が出入国在留管理庁に対して提供を求める情報項目詳細

(在留管理情報と雇用状況届出情報が一致しない場合)

項番	情報項目
①	在留カード番号
	突合を実施した日

※ ①は、在留カード番号にひも付けられた在留管理情報に係る外国人の情報の最新情報に含まれる在留カード番号とする。

※ ■から■までについては、在留カード番号にひも付けられた在留管理情報のうち雇用状況届出情報と一致しない情報項目に加えて、当該在留管理情報に係る外国人の最新の情報項目とする。

國立中央圖書館
藏書

國立中央圖書館
藏書

○ 厚生労働省が出入国在留管理庁に対して提供を求める情報項目詳細

(外国人雇用状況届出義務を履行していない疑いがある場合)

項番	情報項目
①	氏名
②	在留資格
③	在留期間（在留期限）
④	生年月日
⑤	性別
⑥	国籍の属する国又は入管法第2条第5号ロに規定する地域
⑦	在留カード番号
⑧	住居地
⑨	上陸許可年月日
⑩	在留資格変更許可年月日
⑪	変更前の在留資格
⑫	所属機関の法人番号
⑬	所属機関の名称
⑭	所属機関の所在地
⑮	所属機関の電話番号
⑯	所属機関の代表者氏名
⑰	派遣先の名称
⑱	派遣先の所在地
⑲	派遣先の電話番号

※ ⑨は、3（1）イ（ア）の場合に限る。

※ ⑩及び⑪は、3（1）イ（イ）の場合に限る。

※ ⑰から⑲までは、派遣先がある場合に限る。

